

協定

前橋、高崎、桐生、伊勢崎、太田、館林、みどり、邑楽
水戸市と広域避難協定を締結

2月15日、町は茨城県水戸市と「原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定」を締結しました。

東海第二発電所(茨城県東海村)において原子力災害が発生し、水戸市域を超えた広域避難が必要となった場合、水戸市民を災害から保護することが目的です。邑楽町を含む県内7市1町が協定を締結しました。

町では、原子力災害が発生した場合の水戸市民の避難先として、水戸市吉沢地区の一部、約900人の避難者を受け入れることとなります。避難所は、町民体育館、福祉センター、勤労者体育センター(ヤングプラザ体育館)です。また、この協定には相互応援の条項が盛り込まれていて、町の災害時ににおける支援態勢の強化にもつながることが期待されます。

協定締結式は群馬県市町村会館で行われ、金子正一町長の他、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市の7市長と水戸市長が協定書を交わしました。

協定式で水戸市長は「協定の締結は避難計画の完成に向けて、大きな一歩になった。水戸市の要請に応じてくれた各自治体に水戸市民27万人を代表して感謝をお伝えしたい」と話していました。



また、協定式を終えて金子正一町長は「困ったときはお互いさま。避難者を受け入れることだけでなく、お互いに支援体制を構築していくことが確認できたのは町にとってよいこと。災害対策のみならず、産業や文化の発展においても、協力ができるよう考えてみたい」と話しました。

協定

被災状況を正確に把握し、対策に役立てます
(株)ゼンリンと災害時協定を締結

1月24日、町は(株)ゼンリンと「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」を締結しました。(株)ゼンリンが持つ地図作成のノウハウを防災・減災対策に生かし、大規模な自然災害への備えをより充実させようとするものです。

協定調印式は役場で行われ、金子正一町長と(株)ゼンリンの園田孝司関東エリア統括部長が協定書を交わしました。金子正一町長は「災害発生時、正確な住宅地図を活用し、防災対策の強化を図りたい」と話し、園田部長は「必要



(株)ゼンリンと同協定を締結した自治体は、県内で沼田市、館林市、渋川市、前橋市に続き5番目。

協定

ガスの信頼性を、災害時に役立てます
邑楽館林ガス事業協同組合と災害支援協定を締結

2月14日、町は邑楽館林ガス事業協同組合(以下、組合)と「災害時におけるLPガスなどの供給に関する協定」を締結し、平時から情報収集や支援活動の在り方を協議することを確認しました。また、組合からカセットコンロ50台とカセットボンベ624本の無償提供を受けました。

協定調印式で金子正一町長は「被災現場やライフラインの早期復旧に有益な協定になった。今後も連携強化を図っていききたい」と話し、組合の鈴木賢



一理事長は「LPガスは災害時の最後の砦と言われる。あつては困るが、有事の際にも協力したい」と話しました。提供を受けたカセットコンロとカセットボンベは役場の防災倉庫に保管し、有事に備えます。

子ども

学びを応援する奨学金
奨学金貸付制度

町では、進学の意味はあっても経済的な理由により就学困難な人のために、奨学金(大学等の就学に必要な授業料、その他学費・費用)の貸付をします。

- ▼資格要件(次の全てに該当する人)
 - ①町内に引き続き1年以上居住し、町税を完納している世帯の子ども
 - ②学力が優良
 - ③大学等への入学を許可された、または在学中
 - ④生活保護受給者または生活保護受給者に準ずる
 - ⑤連帯保証人を1人得られる
- ▼貸付額 月額5万円以内(無利子)
- ▼貸付期間 就学先の正規の修業期間を終了する月まで

▼申請方法 所定の申請書に記入し、必要書類を添えて、町教育委員会学校教育課に直接申請する

▼支給決定 審査をした上で、結果を申請者に通知する

※予算の範囲内で奨学金総額を決定。

- ▼審査の結果、貸付決定をされた人は、在学証明書を添えて町教育委員会学校教育課に誓約書の提出が必要。
- ▼受付期間 4月2日(日)～16日(土)・日曜日除く)
- ▼申請・問合せ先 町教育委員会学校教育課 47-5041

医療

平成28年4月に拡大した福祉医療支給対象
高校生世代の入院費も無料

福祉医療費支給制度は、保険診療自己負担分を公費で負担するものです。町では、この福祉医療費の支給対象を平成28年4月に拡大しています。

- ▼対象 中学校卒業後最初の4月1日～18歳に到達した最初の3月31日まで※婚姻している人、婚姻したことがある人は対象外。
- ▼支給対象の診療 平成28年4月1日以降に入院でかかった医療費と食事代※通院、保険外診療、婚姻日以後の診療、他の制度から医療費が支給された部分は対象外。
- ▼受給方法 医療費を一時立て替え払

いし、福祉医療費給付申請書と領収書、同意書を住民課へ提出する

※福祉医療費支給資格者証(ピンク色のカード)は交付しません。

- ▼必要書類など 保険証、印鑑、通帳、領収書、戸籍謄本(受診時に男性では18歳、女性では16歳以上で、邑楽町に本籍のない人)
- ※他の制度からの支払額が分かるもの、限度額適用認定証がある場合はお持ちください。
- ▼申請・問合せ先 役場住民課 47-5020



子ども

料金は無料。平成30年度の利用登録
児童館を利用する小学生の受付

▼利用時間

一般児童 放課後～午後5時(放課後自由に児童館を利用できます)

留守宅児童 放課後～午後6時30分

※保護者が働いており、下校しても自宅に保護者のいない児童が対象。申し込みに就労証明書などが必要です。家族の人が迎えに来ることも条件です。

▼登録方法 児童館にある所定の申込書に必要事項を書いて申し込む

※利用申請は年度ごとに必要です。

児童館名	電話番号
南児童館 (長柄小北)	88-2258
北児童館 (高島小東)	88-3715
中央児童館 (中野小北)	88-6135
東児童館 (中野東小北)	88-1360

全ての児童館で専任職員が児童を指導し、遊び場所や生活の場を提供します

子ども

母子・父子家庭や父母のいない児童が対象
入学や進学の支度金を支給

▼対象 離婚・死別などで母子・父子家庭になった児童、父母のいない児童

- ▼支給額
 - ▼小学校入学(平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ)1万円
 - ▼中学校入学(平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ)1万5,000円
 - ▼高等学校進学(平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ)2万円
- ※高校に進学しない場合は、中学校を卒業したときに支給。

▼申請方法 所定の申請書に必要事項を書いて申し込む

- ※申請書は役場子ども支援課にあります。
- ▼申請締切 4月27日(日)
- ▼申請・問合せ先 役場子ども支援課 47-5044

